

1. 国営かんがい排水事業「天竜川下流二期地区」のご紹介

【国営かんがい排水事業「天竜川下流二期地区」とは】

- 本地区の農業水利施設は、国営天竜川下流土地改良事業（昭和42年度～昭和59年度）により造成され、浜松市内の農業用水のみならず、上水及び工業用水の安定供給に大きな役割を果たしてきました。
- しかし、事業完了後約40年が経過し、老朽化の進行による農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、電気代の高騰などにより、施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。
- また、導水路などの施設は、必要な耐震性能を有しておらず、大規模地震対策が必要となっています。
- このため、本事業では、老朽化した施設の改修にあわせて省エネルギー化に資する対策を行うとともに、これと一体的に必要な耐震性を有していない施設の耐震化のための整備を行い、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の費用と労力の軽減を図り、もって農業生産性の維持向上及び農業経営の安定に資するものとなります。

2. 事業の必要性・緊急性（新浜名幹線水路）



用水路の老朽化（鉄筋露出）



用水路からの漏水

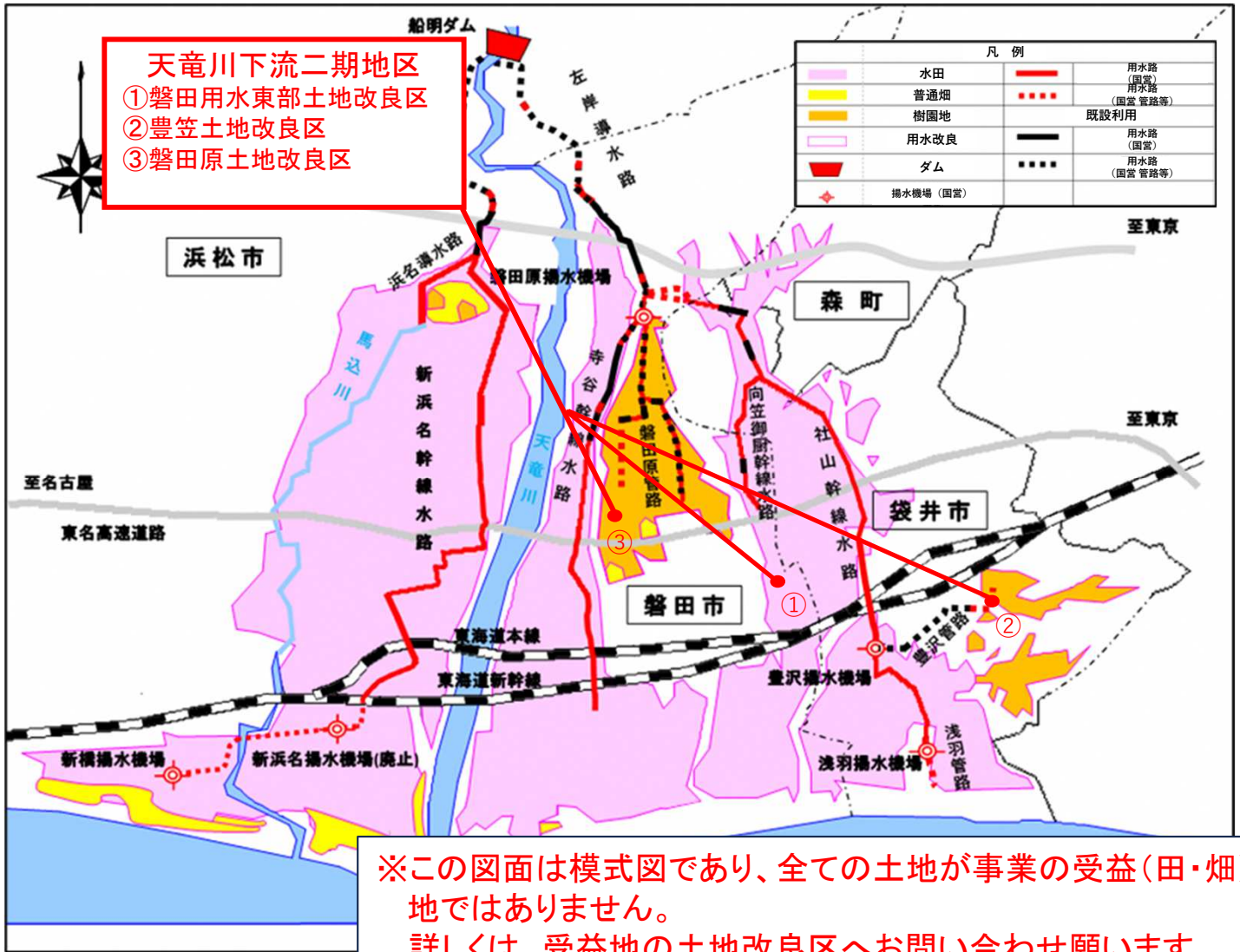


地下に埋設されているパイプライン
の漏水・路面一部陥没



水位を上げる施設の老朽化

3. 天竜川下流二期地区 計画平面図(案)



4. 天竜川下流二期地区 事業概要(案)

1. 関係市町: 静岡県浜松市、磐田市、袋井市及び周智郡森町
2. 受益面積: 7,450ha (水田6,123ha、普通畑437ha、樹園地890ha)
3. 総事業費(概算): 600億円

本事業にかかる受益者※1からの地元負担金はありません。

4. 事業工期(予定): 令和9年度～令和27年度(19年間)
5. 事業内容: ダム(改修)、取水工(改修)
揚水機場(改修)、用水路(改修)
水管理施設(改修)

※1:「受益者」とは、受益地内で農地を所有している方、または、農地を農業委員会等へ届け出て借りて耕作されている方です。

計画平面図・事業概要は、現在「案」であり、変更する可能性があります。

天竜川下流二期地区の事業に関する主なQ & A

Q1:なぜ天竜川下流二期の事業が必要なのか。

A1:

- 船明ダムから取水し浜名平野の田畑へ農業用水を送る天竜川下流用水の施設は、「国営天竜川下流土地改良事業」によって整備され、全国6位の農業算出額を誇る浜松市内の農業の発展に大きな役割を果たしています。
- しかし、これらの用水施設は、老朽化の進行や電気代の高騰などにより、維持管理に多大な費用と労力を要しているとともに、耐震性能が不足しており、将来にわたって、安定的に用水を送水することができなくなる恐れがあります。
- 天竜川下流用水は、農業用水だけでなく、水道と工業用水も含まれていることから、市民の安全・安心な暮らしを維持するためにも、改修を主とした整備事業が必要となります。

Q2:農家負担が発生しない理由は。

A2:

- 袋井市民にとって公共性の高い重要な施設であることから、国・県の負担金以外の農家負担分を袋井市が全額負担するため、農家負担は発生しません。

Q3:天竜川下流二期地区の受益者はどのように選定されたか。

A3:

- 天竜川下流二期地区の受益者は、約50年前から実施した、前歴の国営天竜川下流土地改良事業の「受益地内の農地」を所有している方及び、農業委員会等へ届け出て、借りて耕作されている方が対象となります。

Q4:天竜川下流二期地区の事業に伴う土地利用の取扱いは。

A4:

- 農用地区域から農地を除外するためには、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく以下要件を原則全て満たす必要があります。
 - ・必要かつ適当で代替すべき土地がない
 - ・地域計画の達成に支障がない
 - ・農業上の効率的な利用に支障がない
 - ・認定農業者等の利用集積に支障がない
 - ・土地改良施設等の機能に支障がない
 - ・土地改良事業等完了後8年が経過している

今回の事業実施により、確認が必要となる要件

詳しくは、以下へお問い合わせください。

- 国営かんがい排水事業「天竜川下流二期地区」の事業内容について
 - ・西関東土地改良調査管理事務所 ☎0537-35-3251
- 農振除外及び農地転用について
 - ・袋井市農政課 農地活用推進係 ☎0538-44-3167
- 対象となる受益者（組合員）及び受益地について
 - ・磐田用水東部土地改良区 ☎0538-42-3175
 - ・豊笠土地改良区 ☎0538-42-7649
 - ・磐田原土地改良区 ☎0538-38-0341